

令和 8 年守山市議会 9 月定例会月会議提出議案

1 付議件数

専決案件	一 件	その他の案件	一 件
認定案件	9 件	諮問案件	1 件
予算案件	4 件	推薦案件	一 件
条例案件	4 件	提出案件計	21 件
人事案件	3 件	(報告案件)	3 件

提出日 令和 8 年 9 月 4 日

2 議案概要

【認定第 1 号】 令和 7 年度守山市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	39,935,977千円
歳出決算総額	39,128,075千円
歳入歳出差引額	807,902千円
翌年度へ繰越すべき財源	145,721千円
実質収支	662,181千円

【認定第 2 号】 令和 7 年度守山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	6,740,108千円
歳出決算総額	6,677,229千円
歳入歳出差引額	62,879千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	62,879千円

【認定第 3 号】 令和 7 年度守山市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	7,995千円
歳出決算総額	2,995千円
歳入歳出差引額	5,000千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	5,000千円

【認定第4号】 令和7年度守山市育英奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	21,555千円
歳出決算総額	19,170千円
歳入歳出差引額	2,385千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	2,385千円

【認定第5号】 令和7年度守山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

＜保険事業勘定＞

歳入決算総額	6,201,557千円
歳出決算総額	6,163,605千円
歳入歳出差引額	37,952千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	37,952千円

＜サービス事業勘定＞

歳入決算総額	14,635千円
歳出決算総額	14,635千円
歳入歳出差引額	0千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	0千円

【認定第6号】 令和7年度守山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	1,322,104千円
歳出決算総額	1,320,759千円
歳入歳出差引額	1,345千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	1,345千円

【認定第7号】 令和7年度守山市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	1,397,787,332円
支出決算額	1,318,178,945円

資本的収入決算額	380,892,000円
支出決算額	819,591,335円
当年度純利益	79,608,387円
当年度未処分利益剰余金	266,528,430円

【認定第8号】 令和7年度守山市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	2,247,728,850円
支出決算額	2,228,983,038円
資本的収入決算額	890,138,200円
支出決算額	1,682,436,645円
当年度純利益	18,745,812円
当年度未処分利益剰余金	18,745,812円

【認定第9号】 令和7年度守山市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	298,437,053円
支出決算額	177,185,902円
資本的収入決算額	167,968,184円
支出決算額	227,926,110円
当年度純利益	121,251,151円
当年度未処理欠損金	1,294,109,852円

【議第53号】 令和8年度守山市一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額 50,260千円 （補正後の額 37,027,991千円）

【議第54号】 令和8年度守山市一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出補正額 662,677千円 （補正後の額 37,690,668千円）

【議第55号】 令和8年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 20,389千円 （補正後の額 7,031,389千円）

【議第56号】 令和8年度守山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

<保険事業勘定>

歳入歳出補正額 33,324千円 （補正後の額 6,163,324千円）

【議第57号】 守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 従来からマイナンバーの独自利用事務として本市の条例に規定していた生活保護法に準じた保護措置を受けている外国人に係る事務が、番号利用法等の改正により準法定事務とされ、今般当該事務の情報連携に係る運用が開始されたことから、本市条例の当該事務に係る規定を削除しようとするもの

（施行期日） 公布の日

【議第58号】 守山市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 認可地縁団体の許可等に係る告示について、代表者等の住所を除くことを趣旨とする地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条項ずれが生じたため、本市の条例について引用条項ずれの改正を行おうとするもの

（施行期日） 公布の日

【議第59号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 小学校の施設を活用した「小学生の放課後の居場所」（玉津小学校および中洲小学校）を新たに開設することに伴い、使用料を定めるため、必要な改正を行おうとするもの

（1）小学生の放課後の居場所の使用料

児童1人につき 月額1,500円（8月にあっては、月額6,500円）

（2）使用料の減免

ア 保護者が生活保護法の規定により保護を受け、または前年度分の市民税が非課税であるとき 免除

イ 児童および保護者がひとり親家庭等に属する者であるとき 児童1人につき月額400円（8月にあっては、月額1,700円）を減額

ウ 児童が負傷または疾病により、月の全日にわたって小学生の放課後の居場所を利用しなかったとき 当該月分を免除

エ その他市長が必要と認めたとき 減額または免除

（施行期日） 令和9年4月1日

【議第60号】 守山市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 守山市営住宅長寿命化計画に基づき、堀海道団地を用途廃止するため、必要な改正を行おうとするもの

（施行期日） 令和8年12月1日

【議第61号】 守山市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるもの
ひょう どう けん じ
兵 頭 健 司（守山三丁目在住）（再任 4期目）
任期 令和8年10月1日から（3年間）

【議第62号】 守山市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるもの
にし むら かず ひこ
西 村 一 彦（今浜町在住）（再任 3期目）
任期 令和8年10月1日から（3年間）

【議第63号】 守山市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるもの
たか くら なお こ
高 倉 直 子（小浜町在住）（再任 2期目）
任期 令和8年10月1日から（4年間）

【諮問第3号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの
おお さき しげ こ
大 崎 滋 子（下之郷二丁目在住）（新任）
任期 令和9年1月1日から（3年間）

【報告第13号】 令和7年度健全化判断比率および資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、報告するもの

実質赤字比率	— [比率なし]（—）
連結実質赤字比率	— [比率なし]（—）
実質公債費比率	3.9%（3.5%）
将来負担比率	23.1%（18.0%）
資金不足比率	— [比率なし]（—）

※（ ）は令和6年度実績

【報告第14号】 令和7年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの決算の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第15号】 令和7年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の決算の報告について
て
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの